# 指定管理者評価委員会の評価結果について

# 1. 施設概要と状況

施設名	隠岐航路超高速船「レインボージェット」				
指定管理者	隠岐汽船株式会社(隠岐の島町)				
設置目的	隠岐と本土間の海上交通を確保し、住民福祉の向上と産業振興を図るため				

## 2. 評価期間

平成30年4月から平成31年3月まで

### 3. 業務評価結果

評価項目	評価		特記事項
	(指定管理者)	(評価委員会)	17 心学快
理運営に係る事項 			
設置目的の達成	T	I	
就航状況	а	а	・全体就航率は91.5%と、概ね目標(91.8%)を達成。特に冬季 就航率が大幅に改善したため、過去2番目の好実績。 ・機械故障による欠航率は、他社実績と同水準であるが、欠航数 過去最少。
乗船客数	а	b	・乗船客数は114,715人と、目標(111,000人)を上回るものの、 の主要因は、国の交付金を活用した島民運賃低廉化に伴うフェリ からの利用シフト増によるものと考えられる。
利用者への対応	•		
接遇対応	b	b	・利用者アンケート結果における満足度の加重平均は3.77~3.89あり、適切に対応がなされているものと考えられる。なお、過年と比較しても、評価は年々上昇基調にあり、着実に満足度が高まている。
苦情対策、トラブルの未然防止、 要望の把握・対応	b	b	・社内の「サービス改善委員会」で利用者の苦情・要望や対応可な方策等を検討し、社内での共有が図られている。 ・情報共有の意識は高まってきているように思うが、原因の追究 不十分であり対策方法に課題が多い。
利用環境の向上	b	b	・本年度は、利用者からのニーズが高かった船内臭気対策としてトイレ壁材の取替や船内全域の抗菌消臭コーティングに係る工事実施。 ・サービス改善委員会の議論が具体化されるような工夫、また改された事例等を島民や利用者に知らせる工夫が求められる。
管理物件の維持管理			
維持管理の状況(日常のメンテナンス)	b	b	・適正に管理されている。
維持管理の状況(ドック、大規模な修繕)	b	b	・ジェットフォイルメンテナンスの経験豊富な職員を配置し、若 指導などの現場マネジメント体制が強化されており、本年度のト クでは、初めて川﨑重工の指導員を配置することなく実施できた
経費の節減(修繕費)	а	а	・概ね協定額どおり、適正な費用で管理されている。
経費の節減(修繕費以外)	b	b	・その他船費、一般管理費等、計画値と比較し、節減されている
関係事業者との連携	а	а	・メーカー主催の運航会社連絡会議、メンテナンス実務者会議で題を共有するなどの連携が図られている。 ・他の運航会社と協力し、治具の作成や整備研修などを行っており、積極的な連携が図られている。
広報事業・利用促進事業等			
計画性、PR、誘客	b	b	・計画どおり実施されている。目標値を達成できるよう更なる取 を期待する。
関係者、他施設等との連携	b	b	・島内観光施設とともに「おき特乗船券」に参画。 ・隠岐4町村及び島根県等と連携して「隠岐航路振興協議会」に 画し、隠岐航路の中長期的なあり方や利用促進、サービス向上第 ついての検討に着手している。

# 指定管理者評価委員会の評価結果について

### 1. 施設概要と状況

_						
	施設名	隠岐航路超高速船「レインボージェット」				
	指定管理者	隠岐汽船株式会社(隠岐の島町)				
	設置目的	隠岐と本土間の海上交通を確保し、住民福祉の向上と産業振興を図るため				

#### 2. 評価期間

平成30年4月から平成31年3月まで

#### 3. 業務評価結果

3. 未捞計Ш柏未 評価					
評価項目		(指定管理者)	(評価委員会)	特記事項	
業務	実施体制に係る事項				
危機管理体制					
	危機管理体制	b	b	・緊急時に備えた訓練等が適切に実施されている。	
組	織体制				
	人員配置体制(責任体制、配置)	b	b	・適切な人員配置がなされている。	
人	人材育成				
	職員研修の実施	b	b	・職員研修等が適切に実施されている。	
⊐	コンプライアンス体制				
	法令遵守体制	b	b	・遵守体制が確保されている。	
財	財政基盤・財務				
	収支状況	С	b	・経常利益は23,671千円と、計画(52,924千円)を下回ったものの、その主要因は燃油高騰によるものと考えられ、「事業計画に劣る内容」との評価には該当しないものと考える。	
	経理処理	b	b	・適正に実施されている。	
	各種帳簿、関係書類の整備	b	b	・適正に整備、管理されている。	
	総合評価		A (22点)		

項目評価の目安 総合評価の目安 (32点満点)

a:水準を上回る(2点) S:実績が協定書等の内容や目標を上回り、優れた管理が行われたもの(26点以上)

b:水準どおり (1点) A:概ね協定書等の内容どおりの管理が行われており、適正な管理が行われたもの(19点~25点) c:水準を下回る(0点) B:実績が協定書等の内容や目標を下回り、さらなる工夫、努力及び改善が必要なもの(13点~18点)

C:管理運営が適切に行われたとは認められず、大いに改善が必要なもの(12点未満)